

塩竈市地域福祉計画

令和6年度～令和9年度

概要版



令和6年3月
塩竈市

1 / 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化・人口減少社会の進行や世帯の小規模化とともに、非正規雇用等の増加による生活困窮、子育てへの不安や児童虐待、不登校、社会からの孤立に加え、制度の狭間にあって既存の行政サービスでは対応しきれない問題やダブルケア、ヤングケアラー、8050問題等の地域における様々な生活課題が多く発生しています。

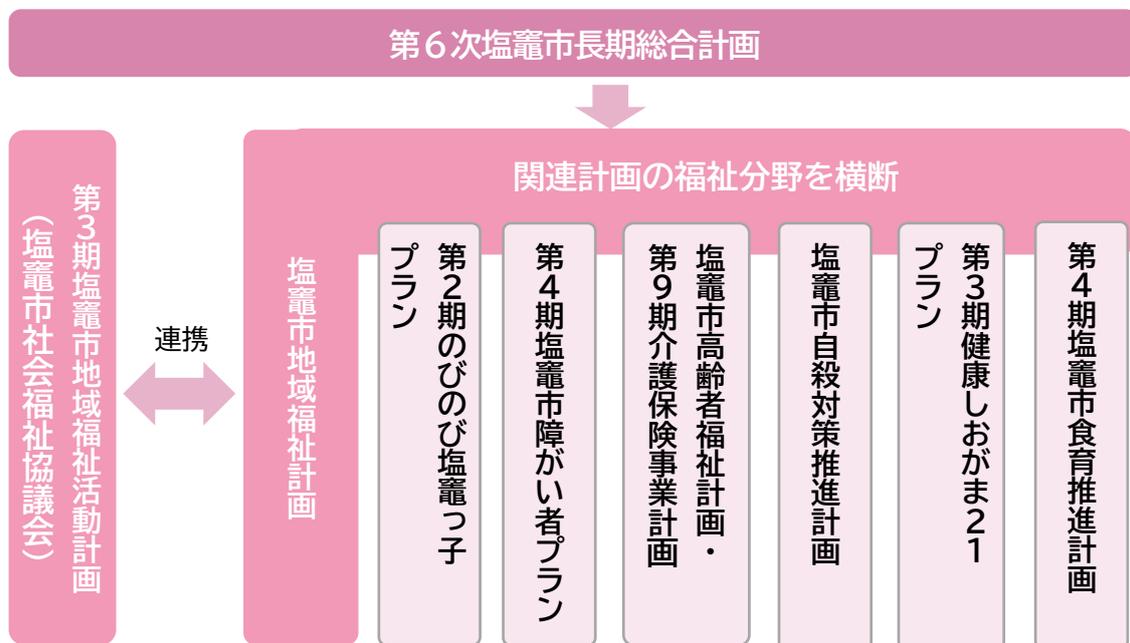
また、令和元年度末から世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う3密（密集・密接・密閉）の回避などの「新しい生活様式」は、人との関わり方などに大きな影響を与えており、様々な活動と感染防止対策をいかにして両立させていくかという新たな課題が生じました。

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源（支援関係機関等）が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

2 / 計画の位置づけと役割

本計画は、本市における地域福祉推進の基本的指針となるものであり、「第6次塩竈市長期総合計画」を上位計画とした個別計画として策定します。

また、地域福祉の実現に向け、保健福祉分野の個別計画である「塩竈市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「第4期塩竈市障がい者プラン」、「第2期のびのび塩竈っ子プラン」及び「地域防災計画」等との調和を図り、これらの計画における地域福祉に関する理念や取組の方向性を示すものとします。



3 / 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和9年度の4ヶ年とします。

なお、進捗状況や福祉をはじめとする様々な生活関連分野における社会情勢の変化に応じて、今後も必要な見直しを行っていくものとします。

4 基本理念

「第6次塩竈市長期総合計画」では、市の目指す都市像を「海と社に育まれる 楽しい塩竈」とし、福祉分野における目標である「みんなが生き生きしているまち」のもと福祉施策を推進しています。

本計画では、総合計画の目指す将来像や基本理念を踏まえるとともに、地域共生社会の実現に向け、本市としての包括的かつ重層的、そしてすべての住民の主体的な参画による持続的な地域づくりを推進するため、基本理念を次のように定めます。

【 基 本 理 念 】

地域で支え合い、みんなで認め合う、
安心・安全なまちづくり



5 計画の基本目標

基本理念を実現するために推進すべき施策を位置づけるため、以下の3つの基本目標を設定します。

(1) 地域活動を支える担い手づくり

町内会・自治会や民生委員児童委員など地域の団体や組織の活動、NPO・ボランティア活動を支援し、関係団体との連携の強化を図ります。また、これらの活動を支える担い手の育成を支援します。

(2) 支援が必要な人を支える地域づくり

子どもや高齢者、障がいの有無や年齢に関係なく、地域全体で支援が必要な人を支える体制の構築を推進します。

また、多様な福祉課題にも対応した支援体制を構築します。

(3) 安心・安全に暮らせる仕組みづくり

安心・安全に暮らせるため、「地域共生」のための基盤となる福祉部局などの支援体制を整備します。また、地域での防災対策を進めるとともに、住民同士の支え合いや地域コミュニティの構築を支援する体制を強化します。

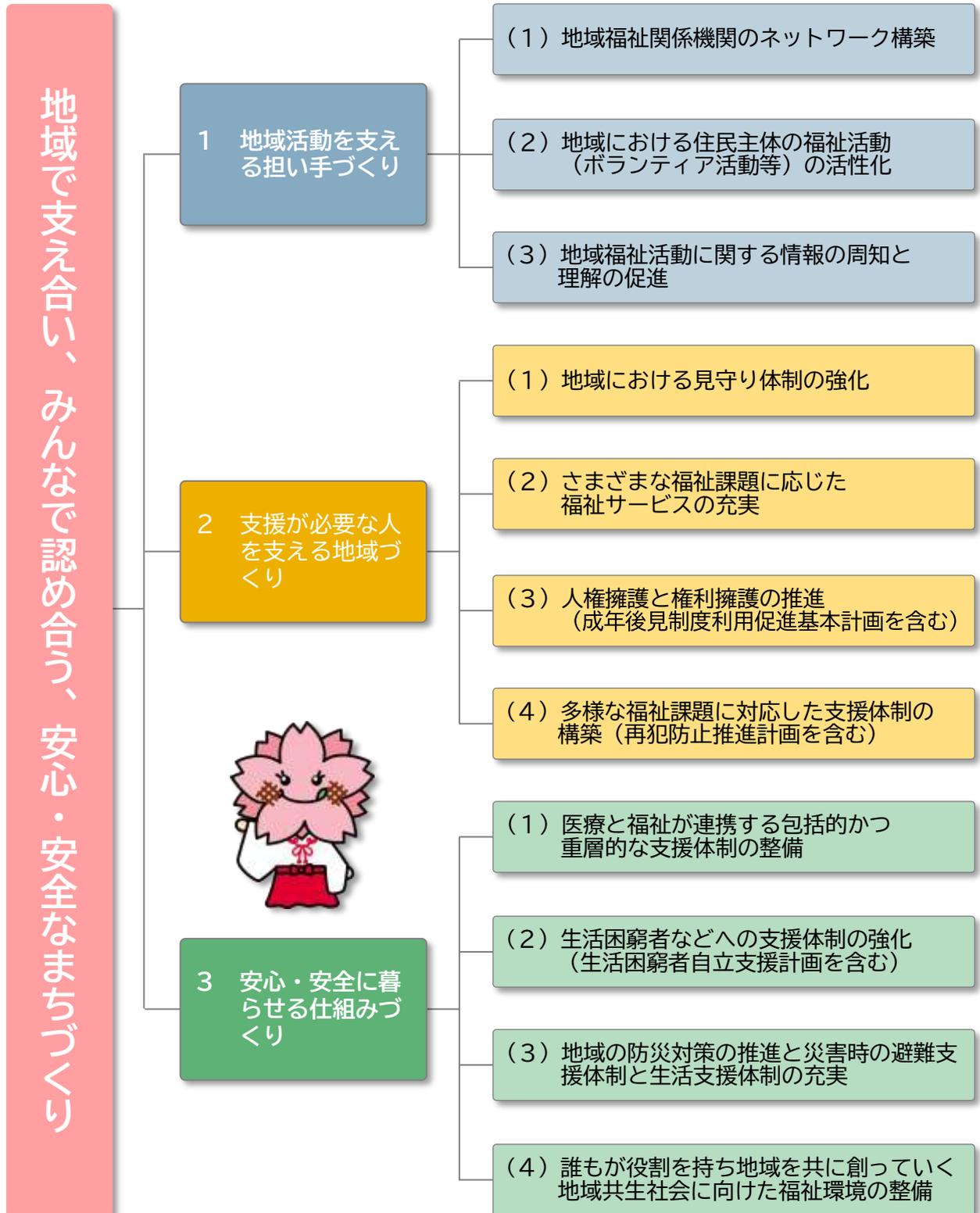
さらに、災害発生時において要配慮者の安心・安全を確保する避難支援体制を構築するとともに、避難所などにおける生活支援体制の充実を図ります。

6 / 体系図

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]



※ 本計画に包含している「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」「生活困窮者自立支援計画」においては、他の基本施策と関連する事項があるため、地域福祉計画内で一体的に取り組みます。

7 計画の基本目標

自治体での福祉サービスである「公助」を効果的に活用するためには、個人や家庭が取り組む「自助」と、地域の力を活用した「共助」が重要となってきます。

このことから、それぞれが基本理念を実現し、推進すべき施策を位置づけるために、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標

1

地域活動を支える担い手づくり

1 地域福祉関係機関のネットワーク構築

【 市民・地域の取組 】

- 福祉に関する困りごとについて、行政やサービス事業所等へ相談をしましょう。
- 身近な地域の困りごとについて、関心を持ちましょう。

【 取組の方向 】

- ① 日常生活圏域における福祉ネットワークづくりの支援
- ② 中学校区福祉圏域での福祉ネットワーク体制の整備
- ③ 行政における市全域での福祉ネットワーク体制の構築

2 地域における住民主体の福祉活動（ボランティア活動等）の活性化

【 市民・地域の取組 】

- ボランティア活動の情報について関心を持ちましょう。
- 興味のある分野や身近なボランティア活動に積極的に取り組みましょう。
- ボランティア団体が開催しているイベントなどに足を運びましょう。

【 取組の方向 】

- ① 日常生活圏域における福祉ボランティアの育成支援
- ② 福祉等のボランティア団体への支援
- ③ 学校との連携による福祉意識の醸成

3 地域福祉活動に関する情報の周知と理解の促進

【 市民・地域の取組 】

- 地域の中で困っている人の情報を把握しましょう。
- 高齢者世帯などに対し、自主的にできる活動を検討し、地域を挙げて取り組んでいきましょう。

【 取組の方向 】

- ① さまざまな媒体による福祉情報の提供
- ② 福祉事業実施での福祉活動への理解の促進
- ③ 学校との連携による福祉意識の醸成



1 地域における見守り体制の強化

【 市民・地域の取組 】

- 日ごろからあいさつや声かけを行い、近所づきあいを行いましょ。
- 地域活動に積極的に参加しましょ。
- ヤングケアラーに関する理解を深め、ヤングケアラーが孤立しない地域をつくっていきましょ。

【 取組の方向 】

- ① 中学校区福祉圏域コミュニティへの参加促進
- ② 地域自治活動圏域での見守り体制強化のための支援
- ③ 要配慮者への見守り体制強化



2 さまざまな福祉課題に応じた福祉サービスの充実

【 市民・地域の取組 】

- 地域の人同士で、福祉制度やサービスに関する情報を教え合いましょ。
- 広報紙や回覧板、ホームページなどで情報を確認しましょ。
- 地域のニーズを把握し、地域に必要なサービスの情報を共有しましょ。
- 「ひきこもり」の方などが社会参加できる取組みを考えましょ。

【 取組の方向 】

- ① 日常生活圏域の福祉サービス情報の周知
- ② 福祉に関する相談事業等の充実
- ③ 市民のニーズに応えた多様な福祉サービス体制の構築



3 人権擁護と権利擁護の推進

(成年後見制度利用促進基本計画を含む)

【 市民・地域の取組 】

- 成年後見制度や権利擁護に関する理解を深めましょ。
- 認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を早期発見し、成年後見制度や権利擁護の利用を促進しましょ。
- 見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を把握して相談へつなげられるよう努めましょ。

【 取組の方向 】

- ① 成年後見制度の円滑な利用のためのネットワーク構築と体制整備
- ② 隣近所における虐待等の異変などの早期発見への支援
- ③ 成年後見制度の適切な利用促進

4 多様な福祉課題に対応した支援体制の構築 (再犯防止推進計画を含む)

【 市民・地域の取組 】

- 困ったことがある場合、一人で抱えず気軽に相談をしましょう。
- 周囲の困っている人や家庭へ気配りをするようにしましょう。
- 公的なサービスでは対応しづらい領域について、地域や福祉団体が連携して支援しましょう。

【 取組の方向 】

- ① 誰でも尊重される地域づくりの推進
- ② 日常生活圏域での社会復帰が必要な方への支援
- ③ 複合した福祉課題への適切な対応

基本目標 3

安心・安全に暮らせる仕組みづくり

1 医療と福祉が連携する包括的かつ重層的な支援体制の整備

【 市民・地域の取組 】

- 福祉サービスの適切な利用に努めましょう。
- 適切な医療・福祉サービスが提供されるように、必要な相談を実施しましょう。



【 取組の方向 】

- ① 行政の庁内全体での総合的窓口・相談体制の構築
- ② 適切な医療・福祉サービス提供のための連携実施
- ③ 中学校区福祉圏域での課題解決のための多職種協働ネットワーク体制の充実

2 生活困窮者などへの支援体制の強化 (生活困窮者自立支援計画を含む)

【 市民・地域の取組 】

- 地域での生活困窮者が把握された場合には、早期に関係機関に相談しましょう。
- 日ごろから、家庭の中で、災害に対する備えや対策を話し合ひましょう。
- 家族で話し合い避難行動や非常持ち出し品の準備をするとともに、防災訓練に積極的に参加しましょう。

【 取組の方向 】

- ① 生活困窮者などへの支援
- ② 被災者への生活再建のための支援
- ③ 地域自治活動圏域での防災意識の醸成と自主防災対策の強化



3 地域の防災対策の推進と災害時の避難支援体制と生活支援体制の充実

【 市民・地域の取組 】

- 日ごろから隣近所でコミュニケーションを図り、緊急時に助け合える体制の基礎をつくりましょう。
- 日ごろから防災・減災に関する情報に関心を持ち、災害備蓄品の準備や避難所の把握などを行い、災害時に主体的に行動できるよう、「命を守る」対策に取り組みましょう。
- 避難行動要支援者登録制度について理解し、災害時には支援者にもなりましょう。

【 取組の方向 】

- ① 日常生活圏域での日頃からの防災対策の実施
- ② 地域自治活動圏域での災害時の要配慮者等への協力・支援体制の充実
- ③ 災害時等のボランティア体制の構築推進

4 誰もが役割を持ち地域を共に創っていく地域共生社会に向けた福祉環境の整備

【 市民・地域の取組 】

- 地域福祉に関心を持ちましょう。
- 多世代が地域活動に気軽に参加しやすい雰囲気をつくりましょう。
- 交流の場や機会に参加しましょう。

【 取組の方向 】

- ① すべての人が生き生きと活躍できる地域づくりの推進
- ② 多世代が交流でき、相互理解を深める機会の構築推進
- ③ 住民同士がお互いを支え合う「地域共生社会」の実現



塩竈市地域福祉計画 概要版

発行日	2024年(令和6年)3月
発行	塩竈市 福祉子ども未来部 生活福祉課
住所	〒985-0052 宮城県塩竈市本町1-1
連絡先	T E L : 022-364-1131 F A X : 022-366-7167